

防災用の備蓄倉庫における容積率の算定の基礎となる 延べ面積の算定方法の扱いについて

法第 92 条

防災用の備蓄倉庫の計画については、技術的助言（平成 24 年 9 月 27 日 国住指第 2315 号）に掲載されていますので、ご注意ください。

【以下抜粋】

本規定は、建築物の用途を問わず、令第 2 条第 3 項に規定する割合を上限として、以下に掲げる部分に適用される。

防災用の備蓄倉庫の用途に供する部分（以下「備蓄倉庫部分」という。）

① 「専ら防災のために設ける備蓄倉庫」とは、非常用食糧、応急救助物資等を備蓄するための防災専用の倉庫であり、利用者に見えやすい位置に当該倉庫である旨の表示されているものをいう。

② 本規定を適用させる部分については、壁で囲われた専用室であることを原則とする。

③ 他の容積率特例との関係について

本規定と適用対象が重複する容積率特例について、当該特例が適用となる部分の床面積の算定に際し、本規定の適用により不算入とした部分の床面積は含まない。

リンク：[建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（技術的助言）
平成 24 年 9 月 27 日 国住指第 2315 号](#)

（令和 3 年 11 月 17 日）

建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（技術的助言）
平成 24 年 9 月 27 日 国住指第 2315 号